



志津南学区ふれあい推進委員会規則

令和3年4月1日

志津南学区ふれあい推進委員会

志津南学区ふれあい推進委員会規則

(名称)

第1条 この会の名称は、志津南学区ふれあい推進委員会（以下「委員会」という）と称する。

(事務所)

第2条 委員会の事務所は志津南まちづくりセンターに置く。

(目的)

第3条 委員会は、地域住民が主体となった地域のふれあい活動を推進し、「憩いとふれあいがあり、お互いがたすけあいながら誰もが安心して住み続けられる町」をめざすことを目的とする。

(活動)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため

- (1) 「志津南学区ふれあいまつり」の企画、運営及び連絡、調整を行う。
- (2) 学区内のふれあい活動への参画。

(構成)

第5条 志津南学区ふれあい推進委員(以下「委員」という)は、各町内会および自治会(以下「町内会等」という)の副会長がその任に就く。
2 委員会には委員長、副委員長、会計を置き、委員の互選とする。

(役員の仕事)

第6条 委員長と副委員長、会計を役員とし、その仕事は次の通りとする。

- (1) 委員長は、委員会を代表し会務を統括する。
- (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその**仕事**を代行する。
- (3) 会計は、ふれあい推進委員会の会計全般を処理する。

(会議)

第7条 委員会は原則月1回とし、必要に応じて臨時に開催することができる。

- 2 会議は委員長が招集する。
- 3 ふれあいまつりに出店または出演する団体等については、必要に応じて委員会に出席を求める。

(事務局)

第8条 委員会に事務局を置く。

- 2 事務局には事務局員数名を置く。
- 3 事務局の統括として事務局長を置く。
- 4 事務局長は事務局員の互選とする。
- 5 事務局は、第4条の活動をサポートし、事務処理と協力団体や出演者との連絡、調整を行う。
- 6 事務局は必要に応じて協力員を置くことができる。
- 7 事務局員の任期は原則1年とし、再任を妨げない。

(会計年度)

第9条 委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(経費)

第10条 委員会の経費は、助成金、志津南学区まちづくり協議会の活動費、模擬店チケット代金および寄付をもってこれに充てる。

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、委員会の過半数の議決をもって行うことができる。

付則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

付則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

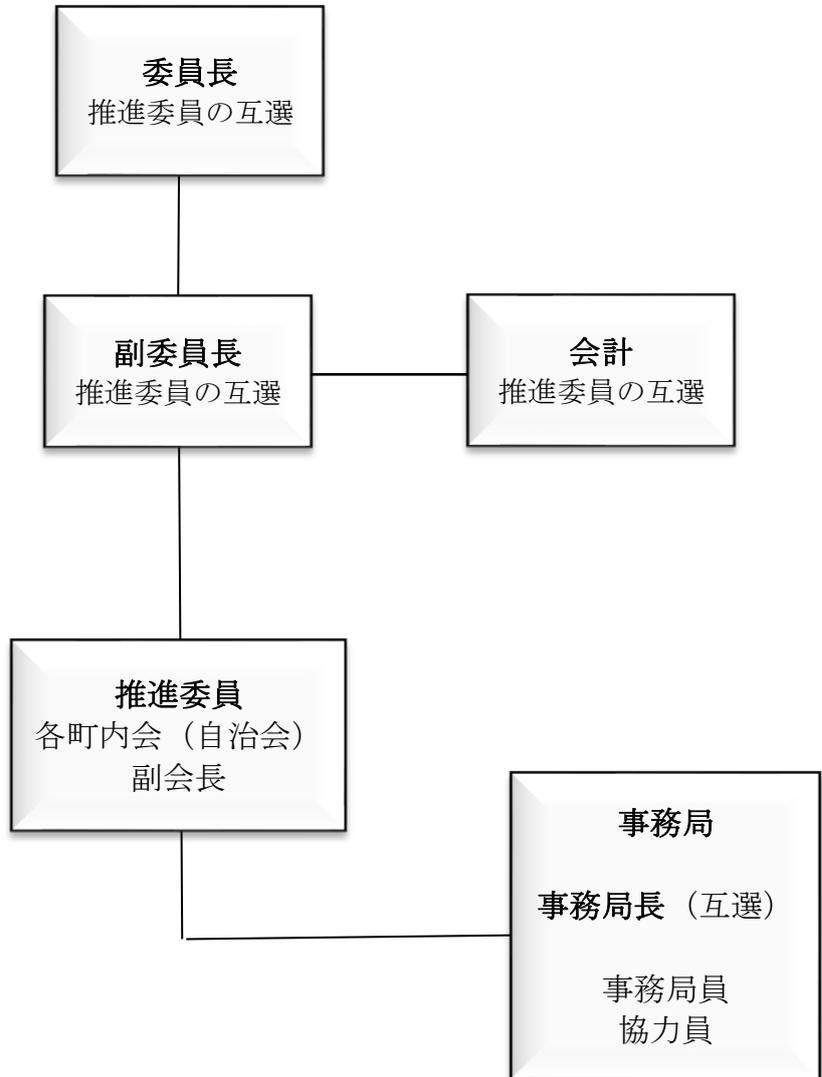
付則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

志津南学区ふれあい推進委員会組織図



※
委員会の主な業務(参考)

4月	ふれあい推進委員会（第1回） 「ふれあいまつり」他 年度の業務計画について、企画書の作成。
5月	ふれあい推進委員会（第2回） 各委員の役割分担確定 ふれあいまつり概要調整 プログラム調整・折衝・依頼など
6月	ふれあい推進委員会（第3回） ふれあいまつり概要決定 プログラム確定・折衝・依頼 模擬店材料見積り
7月	ふれあい推進委員会（第4回） ふれあいまつり全般の再確認 プログラム確定・折衝・依頼
8月	
9月	ふれあい推進委員会（第5回） イベント機器申し込み（2か月前） チケット申し込み開始 町内会（自治会）単位でチケット申し込み集計
10月	ふれあい推進委員会（第6回） チケット印刷・仕分け・配付 プログラム配布とチケット代金の集金、納金 チケット現金販売（3日間） 模擬店材料見積り・発注 官公署許可申請書提出
11月	志津南学区ふれあいまつり開催 ふれあい推進委員会（第7回） 志津南学区ふれあいまつり反省会
12月 ～ 2月	ふれあい推進委員会（第8回） 次年度の諸準備 次年度委員内定 翌年度の申請書類などの作成・提出
3月	ふれあい推進委員会（第9回） 次年度引継ぎ確認

※ 業務の日程及び内容については流動的なので「参考」とする。